

京都市上下水道局告示第23号

昭和16年4月1日京都市上下水道局告示第2号（京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成25年6月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

第2項中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は，平成25年7月1日から施行する。

（上下水道局総務部経理課）